【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（密接な関係を有する者の要件等）

**第八条の二**　法第五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、当該会社が財務諸表等規則第八条第四項各号に掲げる会社に該当することとなる場合の同項各号に規定する他の会社等に該当することとする。

２　法第五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める会社その他の団体は、財務諸表等規則第八条第三項に規定する会社等とする。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】 （改正なし）

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】 （改正なし）

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】 （改正なし）

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（密接な関係を有する者の要件等）

**第八条の二**　法第五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、当該会社が財務諸表等規則第八条第四項各号に掲げる会社に該当することとなる場合の同項各号に規定する他の会社等に該当することとする。

２　法第五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める会社その他の団体は、財務諸表等規則第八条第三項に規定する会社等とする。

（改正前）

（密接な関係を有する者の要件等）

**第八条の二**　法第五条第一項第二号に規定する総理府令で定める要件は、当該会社が財務諸表等規則第八条第四項各号に掲げる会社に該当することとなる場合の同項各号に規定する他の会社等に該当することとする。

２　法第五条第一項第二号に規定する総理府令で定める会社その他の団体は、財務諸表等規則第八条第三項に規定する会社等とする。

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（密接な関係を有する者の要件等）

**第八条の二**　法第五条第一項第二号に規定する総理府令で定める要件は、当該会社が財務諸表等規則第八条第四項各号に掲げる会社に該当することとなる場合の同項各号に規定する他の会社等に該当することとする。

２　法第五条第一項第二号に規定する総理府令で定める会社その他の団体は、財務諸表等規則第八条第三項に規定する会社等とする。

（改正前）

（密接な関係を有する者の要件等）

**第八条の二**　法第五条第一項第二号に規定する大蔵省令で定める要件は、当該会社が財務諸表等規則第八条第四項各号に掲げる会社に該当することとなる場合の同項各号に規定する他の会社等に該当することとする。

２　法第五条第一項第二号に規定する大蔵省令で定める会社その他の団体は、財務諸表等規則第八条第三項に規定する会社等とする。

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】

（改正後）

（密接な関係を有する者の要件等）

**第八条の二**　法第五条第一項第二号に規定する大蔵省令で定める要件は、当該会社が財務諸表等規則第八条第四項各号に掲げる会社に該当することとなる場合の同項各号に規定する他の会社等に該当することとする。

２　法第五条第一項第二号に規定する大蔵省令で定める会社その他の団体は、財務諸表等規則第八条第三項に規定する会社等とする。

（改正前）

（新設）